

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

## 福祉環境調査会記録

平成 27 年 8 月 6 日(木)  
 全 員 協 議 会 室  
 9 時 58 分～11 時 55 分

【委 員】 芦谷委員長、田畑副委員長、足立委員、柳楽委員、道下委員、平石委員  
 澁谷委員、西村委員

【委員外議員】 牛尾昭議員、串崎議員、布施議員、小川議員、江角議員、佐々木議員  
 野藤議員、飛野議員

【議長団】 原田議長

【執行部】 川崎健康福祉部長、杉本健康福祉部次長（地域福祉課長）  
 猪木迫地域医療対策課長、中田健康長寿課長、有福子育て支援課長  
 宮崎市民生活部長、三浦市民生活部次長（医療保険課長）  
 村瀧総合窓口課長、原田環境課長  
 吉永金城支所長、山田市民福祉課長  
 田村旭支所長、佐々尾市民福祉課長  
 細川弥栄支所長、岡本市民福祉課長  
 斎藤三隅支所長、大田市民福祉課長  
 山本上下水道部長、小川上下水道部次長（管理課長）、岸本工務課長  
 塚田下水道課長

【事務局】 外浦書記

### 議 題

#### 1 執行部報告事項

- (1) 介護保険制度改正について（平成 27 年 8 月 1 日～）
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について
- (3) 第二みのり保育園（仮称）開設計画について
- (4) 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について
- (5) 特定外来生物「セアカゴケグモ」の対応について
- (6) リハビリテーションカレッジ島根の入学生確保対策補助金の交付(案)  
 について
- (7) 水道料金改定に係る激変緩和策の変更（案）について
- (8) 個別浄化槽設置事業（市町村設置型）終了について
- (9) その他

#### 2 その他

- ・要望第 11 号  
 高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの  
 支援の要望（配布のみ）
- ・行政視察報告書について

## 【議事等の経過】

[ 9時58分 開議 ]

芦谷委員長

おはようございます。少し早いですがお揃いなので始めたいと思います。早速議題に沿って進めます。

### 1 執行部報告事項

#### (1) 介護保険制度改正について（平成27年8月1日～）

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。健康長寿課長。

健康長寿課長

（以下、資料をもとに説明）

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。足立委員。

足立委員

このたびの制度改正によって、利用者負担割合証というのが要介護者に全戸配布されたと思います。まずこの発送時期ですが、全国统一して7月下旬となっているのでしょうか。

健康長寿課長

国から統一の日程が示されているかどうかまでは承知しておりませんが、実際には8月以降の利用に必要なものですので、7月中には送らねばならないため、下旬に送ったということだと思います。

足立委員

行政においてはそういう考え方になるかもしれませんが、実際にはケアマネさんが月に1回訪問されるのは、大体月の中旬を目安にして動きだされます。その時にこのたびの負担割合証が当然来てないということで、ケアマネさんも1割なのか2割なのか、その辺の判断が出来にくい。そして実際に7月23日に広域行政組合でしたか、そちらから郵送されて利用者のお手元に届いたのが多分25日や26日だったと思いますが、そこから各事業所に、自分が1割だったとか2割だったとかいう話も来ています。そうすると8月1日から利用と言われましたが、翌月のサービスの計画を策定する提供表を配布するのは、もう既に終わっていたんですよ、実際のところ。ですので、この部分については全国统一であればやむを得ない部分もあるかもしれませんが、多分前年収入で確認されているはずなので、多分もうちょっと早い時期に発送しようと思ったら出来たような気もするんですが。

これは毎年1回配布される予定だったと思いますが、来年度以降の見直しの対象にしていっていただきたいという点と、もう一つは、この保険割合証の様式なんですけど、この様式も全国统一ではなかったと思います。多分市町村によって自由に選択出来たり、ある程度の猶予があったような気がするんですけども。私も見させていただきましたが、非

常に見難い、分かり難い、自分の負担割合が1割か2割かが左下の中段下辺りに書いてあるが、私がパッと見ても分からなかったのが高齢者の方にとっては非常に分かり難いんだろうと思います。この様式の変更についても是非検討をお願いしたいんですが、その辺りのお考えを伺いたいと思います。

健康長寿課長

実務的なこととのタイムラグの話は、保険者の方とまた協議したいと思います。ご承知のように高額の方の3万7,200円に据え置かれる対象世帯数が32世帯あって、6月30日に案内が出来ていたということは、6月中に当然、毎年度、所得は把握出来ているはずなので、今仰ったように出来るだけ早い時期に送付させてもらうのが妥当だと思います。

様式が、施行規則に則るものなのか任意なのかまでは、すみませんが承知していません。見難いという件については意見として、これも同じように広域へ申し伝えて共有したいと思います。

足立委員

最後にしますが、ショートや特養に入所されている方に関して、預貯金等の証明を、このたびの制度改正で利用者から求められているという点だが、この点について利用者から多くの苦情が入っているのを聞いています。制度的にやむを得ない部分があると思いますが、どの程度の苦情が入っているのか数字を把握されていればお示してください。

健康長寿課長

数値として何軒という所まではカウントしていませんが、実はこれは事務上の不手際と言えるかもしれませんが、最初に保険者から一斉に預貯金の申告を含む、今回初めて更新の申請のご案内をした時に、先ほどお示したように、裏から2枚目のリーフレットを添付せずに、しっかりした説明が不足した状態で更新案内を送ってしまっており、ちょっと混乱をしました。来るお客さん来るお客さんに、更新申請の意味とか、要は1,000万円以上の資産がある人は申請を出しても却下になるんですよとか、配偶者が課税だった場合も申請すれば今後は却下になるんですよとか、いちいち窓口でご説明しなければならなかったということで。苦情はたくさんいただきましたので、少し遅ればせながらではありますが、補足説明をさせていただくこのリーフレットを含めて、文書を後で出させてもらっています。

ということで、件数はカウントしていませんが、この受付等をめぐって市としても保険者の電話窓口でも、かなりの苦情をいただいた形になります。

芦谷委員長  
道下委員

他にありませんか。道下委員。

このたびの制度改正は、利用者負担が多くなったという解釈で良いんですよね、この4点とも。全体でどのくらいの目途なのか、その辺はまだ全然試算されていないんですか。

健康長寿課長

それぞれの負担が1割から2割になったり、高額の上限が上がったり、それぞれ別の影響額は、保険者は承知しているかもしれませんが、私はすみませんが承知しておりません。

この改正があるということは、第6期介護保険事業計画を立てる段階でもう決まっていたので、負担額が増えることを前提に第6期介護保険事業計画で要する費用を積算していますので、当然予算上は見込んでいるということです。

芦谷委員長  
西村委員

他にありませんか。西村委員。

先ほどの足立委員の苦情の問題です、特に1割から2割に負担が増える部分と、補足給付が資産要件が新たに課されるということで、新聞報道等もあったように、非常に苦情なり質問なりが市町村に多数寄せられたと報道されています。現時点では件数まではアップされていないとのことでしたが、是非保険者と一緒になって、多分広域は広域でそういった、ある程度まとまった時に報告があらうかと思いますが、浜田市においてもこういった場で、件数なりこういった苦情なり質問が多かったのかといった、定量的な数値も含めてお示しいただきたいと思います。要望として1点、答弁をいただきたいと思います。

それから、補足給付のこの説明資料で言うと1ページ目3点目の補足給付ですが、例えば浜田市で認定数が318人、却下数が8人となっていますが、非課税・課税のところの所得の変動がないという大前提のもとに考えた時に、従来の条件であれば326人が対象だったけれど今回資産要件なり課税・非課税の要件が新たに加わったことによって、却下が新たに8人発生したと捉えてよろしいのか確認しておきたいので、よろしくをお願いします。

健康長寿課長

まず1点目の、対象者の反応を数値として示せるかどうか。保険者と相談しないといけません、何らかの集計があれば報告させていただきたいですが、正直なところ、保険者と市の窓口が別に喧嘩しているわけではありませんが、どうしてもっときちんとしたご案内を出さなかったのかから始まり、色々実務者同士のやり取りがありました。と言いますのは、件数のカウントはしていませんが実質市の窓口では、

何も言わずにすんなり申請書類を出される人は殆どいらっしゃらず、少なくとも何故こういうことを今からしなければならなくなったのかの説明は当然求められるし、それを求めることによって自分の世帯内の不都合等を一言二言三言四言、大抵言われているのが実情でした。なので、ちょっと保険者と相談しますが、どういう部分での苦情があったかが示せる物があれば、後日相談して示させていただきたいと思えます。

もう一つ、却下の考え方ですが、この一枚目の表の却下件数が7月24日現在では非常に少なく、浜田市の場合に認定が318で却下が8、すみません先ほど説明を漏らしましたが、8月4日現在の浜田市の認定が現在840で、却下が41です。その却下41の内訳として、配偶者課税の理由による却下が6件、預貯金超過が35件、合計41件というのが8月4日現在の状況です。

西村委員

1点目は是非お願いしたいと。被保険者は相当頭に来ているわけですよ。しかも通知が遅いということ。だから保険者として、そのぐらいやることは義務だと私は思うんですよ。皆さんがどういう理由で頭に来ているのかをしっかりと掴む。単に説明文書が不足していたから怒っているのか、それとも1割から2割に何故自分が上がるのかについてお怒りなのか。私は後者だと思うんだけど、いずれにしても分析は絶対に、市としてあるいは保険者としてやっていく必要があると認識していただきたい。

2点目は、私が聞いたかったのは従来の判断基準であれば、この318人に対して却下が8人、その8人も含めた326人が認定されていたのかという、単純な質問です。昨年までの考え方に基づけば326人が認定されたに違いないという判断が出来るのかどうかです。

健康長寿課長

仰るとおりです。8月4日現在の却下件数が41と申し上げましたが、その内訳が、配偶者課税が6件と預貯金超過が35件ですので、それは今回の新たなハードルですので、これがなければ認められた人だということです。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

それでは、次の議題にうつります。

## (2) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

芦谷委員長  
健康長寿課長  
芦谷委員長  
西村委員

執行部から説明をお願いします。健康長寿課長。

( 以下、資料をもとに説明 )

委員から質疑はありますか。西村委員。

2 ページの 1 番、総合事業実施に向けた取り組みの中の(2)、利用者のニーズ把握の所で、659 人の要支援者・サービス利用者の内、回答が 650 人で現行利用者は 295 と 214 人ということで、この数値の考え方がよく分からないんですが。サービス利用者は 659 人居るのに、現行利用者は 295 人と 214 人となっていて、数値的にどう考えたら良いのか。これは実際にケアマネージャーに調査をされた結果とのことで、その意図は何となく分かるような気はするんですが、サービス利用者に訊くと、なかなか的を射たような回答を得られないのかなという気もしないではないんですが。ケアマネに調査を依頼した考え方について、お聞きしたいと思います。

それから 3 ページ(4)、地域状況の診断で、「市内を 7 つの日常生活圏域に分類し」と書いてありますが、後段で「浜田は 6 地区に分けて調査」とあるのはどういうことですか。

健康長寿課長

勉強したつもりですが一番目の質問の、650 の内訳が合わない件は後で確認させてくださいすみません。

それとケアマネに訊いた理由ですね。ケアマネさんは制度を当然承知しておられますので、客観的な視点で当事者ニーズを充足させるためにはどうしたら良いかを把握するためには、本人さんにお尋ねするよりもケアマネさんの方が、より客観的視点からの基礎数値が得られるだろうという思いから、ケアマネさんにお尋ねしています。

地域診断の話ですが、ご承知のように浜田市は 7 つの日常生活圏域に分類していますので、日常生活圏域という考え方で言うと 7 つでそういう取り組みをしなければなりません。浜田エリアは東中西で日常生活圏域に合致するのでそれでやりますが、地域診断の分析をする際に、これまでの流れでご存知のように浜田管内は 6 つの行政地区に分かれているので、より詳細なデータ、合体はするわけですが、そのために浜田エリアについては一応 6 つに分類してこういう数値を出しています。全部で浜田自治区は 3 つが日常生活圏域となっていますが、元々 6 つの行政区がありますので 6 つに分けてそれぞれの数値を出しています。

西村委員

2 点目は、言われることはよく分かるが、現実にはそれでは 2 年先の

ちょっと手前の時点でどうされますかと訊くことになるわけです。その時に、恐らく利用者に訊けば「そりゃ今までどおりが良い」と仰るんです。するとケアマネが弾いた数値で受け入れる事業者なりを見立てていくと、そこに利用と受入のギャップが生じる可能性が大いにあります。ケアマネに訊くこと自体が間違いだと私は思わないし、それはそれで必要かもしれないけど、利用者の意向・ニーズ、本人のニーズを把握することも、同時に必要ではないかと私は思います。大間違いがおこる可能性が懸念されます。答弁は要りません、是非お願いしたいと思います。

健康長寿課長

全く同じことを思っています。仰るとおりだと思っています。恐らく本人にお尋ねすれば、制度を説明するのも大変難しいですが、当然今行っている所、お世話になっている所で既存レベルのサービスを受けたいと仰るのが人情です。本当にこの数値どおりにサービス体系を設定すれば、いま仰ったような大きなギャップが生じることは、当然誰でも分かります。これは飽くまでもケアマネ視点から客観的に見た基礎数値と申しましたが、このとおりにサービス体系が分布することは決してありませんし、また、実施主体から言うのも何ですが、当然周知にも努めますし制度構築にも配慮しなければなりません。29年度に移行した時はかなりの割合で、本来の総合事業の中の既存とABCの分布になるべき。それが仮定出来たとしても、最初の半年、1年2年、自然淘汰と言えば語弊がありますが、悪い意味ではなく、しばらくの間は、既存サービスを受け続けたいと仰る場合にはそれを当然無視するわけではありませぬので、しばらくの間はその方に継続してもらおう配慮はしなければならぬと考えています。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

それでは、次の議題にうつります。

### (3) 第二みのり保育園(仮称)開設計画について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。子育て支援課長。

子育て支援課長

( 以下、資料をもとに説明 )

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。平石委員。

平石委員

いま上府に作る計画があると仰いました。実際、人数はもう増やさないといけない状況なんですかね。あまり子どもさん産まれていない

子育て支援課長

イメージなんですが。

今年度から5ヶ年の子ども子育て支援事業計画というのを昨年に策定しました。委員会でもご報告させていただいたかと思います。その中で、今後5年間の計画値として1955名の定員を確保すると計画を示しています。現在のところ1875名の定員ですので80名のギャップがありますので、また充分ニーズがあると考えているのが1点。

それと現実に即したお話をすると、みのり保育園が現在非常に人気があり、厚生労働省で言う待機児童には当たりませんが、みのり保育園を第一志望にして第二希望を書かれずに待っておられる方がおられます。そういった意味ではみのり保育園のニーズはまだまだこの地域にあると思っています。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

それでは、次の議題にうつります。

#### (4) 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。総合窓口課長。

総合窓口課長

( 以下、資料をもとに説明 )

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。西村委員。

西村委員

参考までにお聞きしたいんですが、県内で4市町に導入されているとのことですが、登録状況はどんな感じなんですか。

総合窓口課長

概数ですが、大田市が40人くらいとお聞きしています。あとの美郷町、邑南町、川本町さんは、登録なしもあったと思いますが、数名ということをお聞きしています。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

それでは、次の議題にうつります。

#### (5) 特定外来生物「セアカゴケグモ」の対応について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。環境課長。

環境課長

( 以下、資料をもとに説明 )

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。

( 「なし」という声あり )

それでは、暫時休憩とします。



[ 11 時 05 分 休憩 ]

[ 11 時 15 分 再開 ]

芦谷委員長  
健康長寿課長

会議を再開します。冒頭に健康長寿課長から補足をお願いします。  
先ほどのご質問の中で一つ宿題がありまして、総合事業の説明の、2 ページ中段 2 行目、利用ニーズの把握の所の件数が、母数が 650 でデイとヘルパーの利用者数と 150 くらい不整合な理由についてお答えが出来ませんでした。いま確認しました。まずこの 650 については、予防ケアプランを現に利用しておられる方の総数が 650 人で、659 人はそのケアマネに送った数字だと。回答が 650 だったと。予防ケアおプランサービスの内訳は、デイとヘルパー以外に、通所リハとか訪問看護とか、このたびの総合事業にシフトしない部分のサービスだけを受けている人も居ますので、その人たちの今後の意向調査までは至っていないということで、ギャップが生じています。

芦谷委員長

はい。他にありませんか。  
( 「なし」という声あり )  
では次の議題にうつります。

## (6) リハビリテーションカレッジ島根の入学生確保対策補助金の交付(案) について

芦谷委員長  
三隅市民福祉課長

執行部から説明をお願いします。三隅支所市民福祉課長。  
ご報告の前にご連絡とお願いをさせていただきます。本件については 9 月補正にてご審議いただく予定にしています。大変申し訳ございませんが、本日の質疑等についてはご遠慮いただきますようお願いいたします。ではご説明に入らせていただきます。  
( 以下、資料をもとに説明 )

芦谷委員長

この件は 9 月議会の案件ですので、説明のみに留めて次へまいります。西村委員。

西村委員

9 月議会の時で結構ですので、資料として合格率の、非常に財政的に厳しい状況になる辺りから現在までの、学科ごとの合格率状況を是非提出をお願いします。

三隅市民福祉課長

はい、用意します。

芦谷委員長

よろしいですね、次へまいります。

### (7) 水道料金改定に係る激変緩和策の変更(案)について

芦谷委員長  
管理課長  
芦谷委員長  
澁谷委員

執行部から説明をお願いします。上下水道部管理課長。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はありますか。澁谷委員。

水道料金値上げということで、当然固定費が上がっていくので事業所にとっては経営負担が高まるのが容易に想像出来るんですが、それは元気なはまだを作るという執行部の大前提からすると、逆行する政策になりかねないと思うんですが。この事業所の、恐らく毎月何十万も払っている事業所があると思うんですが、その影響額というのが業種別に掴んでおられるのかと思うんですが。あればまずは資料の提供をお願いしたいんですがいかがでしょうか。

管理課長

業種別に纏めてはいませんが、実際は試算しています。毎年どのくらい使っているかは個別に業者別にも分かりますので試算しています。本当に事業所さん上がる所はたくさんあります。以前の議会で足立委員も言われた、福祉施設はどうなるんだという話も質問であったように記憶していますが、福祉施設も入浴等で一杯使われるので、非常に上がる所があります。事業所の値上げ分については私ども非常に懸念しています。実は新しい水道料金体系を作る時には、500トン以上使う大口業者は単価を下げる形で若干配慮しているんですが、それでもまだなお高くなると。年間何十万、下手すると何百万出る所も出てくる可能性があります。その辺は水道事業としては、なかなかその業種だけを下げることが難しいので、今後の市の施策としてどういう対応をしていくかは全体で考えていかなければいけない部分かなと思っています。

澁谷委員

僕が訊いたのは、ある程度の参考材料として業種別の完璧な数字ではないですが、その業種は平均どのくらい使って、この数字に当てはめた時にはどのくらいの固定費増になるかというのが分かるような資料を頂戴したいという。急ぎませんよ。9月でもいいのですが、その辺の考え方をお尋ねしたいのですが。

管理課長

分かりました。今でも口径別・水道別には全部出ていますので、ただ、業種によって大幅に違いますので、ある程度ざっくりした数字になると思います。個別の事業でこの事業所がこれだけとなると語弊が

出てきますので、何らかの分かるような数字で出せるような表を提供したいと思います。

澁谷委員

大体で結構ですので大枠が掴めるような資料をお願いします。それと裏面の水道料金が県内8市で上から3番目になるとのことです。浜田市はごみ袋の値上げと水道料金の値上げということで、他市と比べてアドバンテージがゼロになるわけですね。浜田に住んで良かったということからますます離れていくわけですが、水道部担当だけでは解決しない問題って一杯あると思うんですけど、この辺について、一般会計からの補填について全くの白紙状態なのかについてお尋ねします。

管理課長

一般会計の補填については3月議会でもお話していると思いますが、財源不足部分でこの激変緩和をするために5億3,000万円の特別な繰入を予定していると、ご説明していると思います。それ以上のことは今の所話をしておりません。

澁谷委員

その5億3,000万円を入れて、今の値上げ金額になるということですよ。

芦谷委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

それでは、次の議題にうつります。

## (8) 個別浄化槽設置事業(市町村設置型)終了について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。下水道課長。

下水道課長

( 以下、資料をもとに説明 )

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。澁谷委員。

澁谷委員

ちょっとよく分からないんですが、恐らく自治区の中で密集している所は集落排水が出来ると思うので、それはかなりやっておられて、それでこの数字が84とか64とか81になっている。集落がまばらな所に付けるとなると、コストが非常に高まると推測するわけです。そうなった場合には、そういう地点に集落排水を設置するよりも合併浄化槽で単独にやった方が、総コストとしては安くなるような気がするわけですが、それを分析されてこのように廃止になるのか、もう少し詳しくお知らせいただきたいです。

下水道課長

仰るように、集落排水処理区域があります。その区域以外の所へ管を引っ張っていくよりも安く済むので、市町村設置型ということで同

じような取扱いで合併浄化槽を設置していたのが、旭と三隅と弥栄です。他の浜田市と金城については、まだ集合処理区域が確定していません。今からどこをどのようにやっていくかも分かっていませんので、そういう所については従来の、本人さんが浄化槽を設置する場合に補助金を約4分の1補助を出して設置していただくような形です。なので委員さん仰るとおりです。

澁谷委員

浜田とかはそうですが、他の所、旭・弥栄・三隅も止めるという説明ではなかったんですか。

下水道課長

そうです。28年度からは止めさせていただいて、今現在浜田・金城で行っているのと同じような制度で統一したいということです。

芦谷委員長

他にありませんか。道下委員。

道下委員

ここに、汚水処理人口普及率が書いてありますが、弥栄が64.2パーセント、低いですね。やはり世帯主としては今のうちに合併浄化槽を設置したい気持ちになると思いますが、何故この辺りが進まないんですか。

下水道課長

先ほども少し説明したんですが、平成23年から該当者にはご連絡しています。下の表の「設置状況」を見ていただきたいんですが、弥栄自治区についてはもう平成20年頃から希望者が少ない。これは今の生活環境のままで満足されているというのはおかしいんですが、そういうことと家庭の事情もあろうかと思いますが、希望者が少ないということですか。

道下委員

それは分かるんですが、それを行政の方が環境面から全ての面で、設置をしてはどうかと勧めておられるんでしょうけれど、何故弥栄だけがと。勧めようが足りないのかなと思うわけですが、そういう考え方は違うんですか。

下水道課長

やはり自治区によっても住民の皆さまによっても、その意識は違うと思います。何故汚水処理人口普及率が弥栄だけ、54.9パーセントから64.2パーセントまで伸びなかったかという分析はしていないんですが、それほど必要とされていないのではないかと。これしかお答え出来ないのですが。

芦谷委員長

よろしいですか。他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

それでは、次の議題にうつります。

## (9) その他

芦谷委員長

その他、何か執行部からありますか。

( 「なし」という声あり )

では今回の報告会の内、12日の全員協議会へ報告するものについて執行部から案をお願いします。地域福祉課長。

地域福祉課長

本日ご説明した8項目についてですが、現時点で執行部としてもう既に12日の全協においても説明するために準備を進めているのが4項目です。4、5、7、8番です。

芦谷委員長

はい、執行部から4項目については全協で報告すると説明がありました。委員にお諮りします。

(1) 資料提出のみ

(2) 資料提出のみ

(3) 資料提出のみ

(4) 資料提出と説明

(5) 資料提出のみ

(6) 資料提出と説明

(7) 資料提出と説明

(8) 資料提出のみ

((5)は資料のみという声あり)

それでは、お願いします。

## 2 その他

### ・要望第11号

**高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望 (配布のみ)**

### ・行政視察報告書について

芦谷委員長

議題2のその他、資料として要望第11号について資料配布のみです。確認をお願いします。また別添として、行政視察の報告書が出ています。これも内容について確認をお願いします。

その他、執行部、委員から質疑はありませんか。

( 「なし」という声あり )

では以上を持ちまして調査会を終わりたいと思います。

〔 11 時 55 分 閉議 〕

浜田市議会調査会規程第 6 条の規定により、ここに調査会記録を作成する。

福祉環境委員長 芦 谷 英 夫